

令和5年2月定例会の結果 (2月8日～3月17日 会期38日間)

- 1 市長提出議案 2 議案第8号に対する修正案
 3 議案第35号に対する修正案 4 議員提出議案
 5 議員提出議案資料 6 請願 7 その他(手続)

【掲載に当たっての説明】

会派名	自民党(自由民主党静岡市議会議員団)
	創生静岡
	公明党(公明党静岡市議会)
	志政会
	共産党(日本共産党静岡市議会議員団)
	緑の党(緑の党グリーンズジャパン)
	街づくり(街づくり研究会)

○は賛成、×は反対、△は賛否双方あり

1 市長提出議案

(1) 2月8日提出、同日議決【人事案件(諮問)】(1件)

諮問番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
1	人権擁護委員の推薦について	賛成	○	○	○	○	○	○	○

(2) 2月8日提出、同日議決【人事案件】(7件)

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
1	静岡市監査委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
2	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
3	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○

4	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
5	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
6	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
7	静岡市土地利用審査会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○

(3) 2月8日提出、2月20日議決【補正予算・その他議案】(27件)

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
8	令和4年度静岡市一般会計補正予算(第8号)	注1 修正案	×	○	×	×	○	○	×
		注2 原案	○	×	○	○	×	×	○

注1) 2月20日、創生静岡から修正の動議が提出されたが、賛成少数で否決。

注2) 賛成多数で可決。

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
9	令和4年度静岡市土地区画整理清算金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
10	令和4年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
11	令和4年度静岡市公債管理事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
12	令和4年度静岡市競輪事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
13	令和4年度静岡市国民健康保険事業会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
14	令和4年度静岡市農業集落排水事業会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
15	令和4年度静岡市駐車場事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○

16	令和4年度静岡市介護保険事業会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
17	令和4年度静岡市介護保険サービス会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
18	令和4年度静岡市中央卸売市場事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
19	令和4年度静岡市後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
20	令和4年度静岡市簡易水道事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
21	令和4年度静岡市病院事業会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
22	令和4年度静岡市水道事業会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
23	令和4年度静岡市下水道事業会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○
24	(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム条例の制定について	可決	○	×	○	○	×	×	○
25	静岡市事務分掌条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
26	静岡市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
27	静岡市農地災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
28	(仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアムの指定管理者の指定について	可決	○	×	○	○	×	×	○
29	損害賠償の額の決定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
30	特定事業契約の締結について	可決	○	×	○	○	×	×	○
31	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○
32	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
33	清水港内の公有水面埋立てに関する意見について	可決	○	○	○	○	○	○	○
34	清水港内の公有水面埋立てに関する意見について	可決	○	○	○	○	○	○	○

(4) 2月20日提出、3月17日議決【当初予算・その他議案】(70件)

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
35	令和5年度静岡市一般会計予算	注1 修正案	×	○	×	×	○	○	×
		注2 原案	○	×	○	○	×	×	○

注1) 3月17日、創生静岡から修正の動議が提出されたが、賛成少数で否決。

注2) 賛成多数で可決。

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
36	令和5年度静岡市電気事業経営記念基金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
37	令和5年度静岡市土地区画整理清算金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
38	令和5年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
39	令和5年度静岡市公債管理事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
40	令和5年度静岡市競輪事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
41	令和5年度静岡市国民健康保険事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
42	令和5年度静岡市農業集落排水事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
43	令和5年度静岡市駐車場事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
44	令和5年度静岡市介護保険事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
45	令和5年度静岡市介護保険サービス会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
46	令和5年度静岡市中央卸売市場事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
47	令和5年度静岡市後期高齢者医療事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○

48	令和5年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
49	令和5年度静岡市簡易水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
50	令和5年度静岡市病院事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
51	令和5年度静岡市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○
52	令和5年度静岡市下水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	○
53	静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	可決	○	○	○	○	×	×	○
54	静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
55	静岡市行政不服審査法等施行条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
56	静岡市附属機関設置条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
57	静岡市職員定数条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
58	静岡市手数料条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
59	静岡市暴力団排除条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
60	静岡市体育館条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
61	静岡市立学校等グラウンド夜間照明施設条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
62	静岡市蒲原プール条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
63	静岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
64	静岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○

65	静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
66	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
67	静岡市交通遺児等福祉手当条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
68	静岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
69	静岡市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
70	静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
71	静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
72	静岡市工芸と歴史の体験施設「駿府匠宿」条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
73	静岡市南アルプス井川オートキャンプ場条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
74	静岡市都市公園条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
75	静岡市博物館条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
76	静岡市水防団条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
77	静岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
78	静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
79	静岡市水道事業給水条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
80	静岡市下水道条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○

81	静岡科学館の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
82	静岡市井川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
83	静岡市大川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
84	静岡市静岡中央子育て支援センター及び清水中央子育て支援センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
85	静岡市城東子育て支援センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
86	静岡市蒲原子育て支援センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
87	静岡市児童館の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
88	静岡市支援センターみらいの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
89	静岡市急病センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
90	静岡市産学交流センター及び静岡市清水産業・情報プラザの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
91	静岡市文化・クリエイティブ産業振興センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
92	静岡市口坂本温泉浴場、静岡市湯ノ島温泉浴場及び静岡市清水西里温泉浴場の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
93	静岡市梅ヶ島新田温泉浴場の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
94	静岡市日影沢親水園の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
95	静岡市藁科都市山村交流センターの指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
96	静岡市南アルプス赤石温泉白樺荘の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○

97	静岡市清水駅東口駐車場及び静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
98	静岡市営住宅、静岡市改良住宅及び静岡市特定公共賃貸住宅の指定管理者の指定について	可決	○	○	○	○	○	○	○
99	包括外部監査契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○
100	静岡地方税滞納整理機構規約の変更の協議について	可決	○	○	○	○	○	○	○
101	地方独立行政法人静岡市立静岡病院第3期中期計画の認可について	可決	○	○	○	○	○	○	○
102	静岡市国民健康保険条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
103	静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○
104	静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正について	可決	○	○	○	○	○	○	○

(5) 3月17日提出、同日議決【人事案件、補正予算】(5件)

議案番号	議案名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
105	静岡市副市長の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○
106	静岡市教育委員会教育長の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
107	静岡市教育委員会委員の任命について	同意	○	○	○	○	○	○	○
108	静岡県公安委員会委員の推薦について	同意	○	○	○	○	○	○	○
109	令和4年度静岡市一般会計補正予算(第9号)	可決	○	○	○	○	○	○	○

2 議案第8号に対する修正案

令和5年2月20日

静岡市議会議長 望月 俊明 様

静岡市議会議員 白鳥 実
 静岡市議会議員 安竹 信男
 静岡市議会議員 風間 重樹
 静岡市議会議員 栗田 裕之
 静岡市議会議員 石井 孝治
 静岡市議会議員 宮澤 圭輔
 静岡市議会議員 浜田 佑介
 静岡市議会議員 長沼 滋雄

議案第8号 令和4年度静岡市一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議

このことについて、下記のとおり修正案を提出します。

記

議案第8号 令和4年度静岡市一般会計補正予算（第8号）を次のように修正する。

第1条第1項中「4,701,807千円」を「4,702,697千円」に、「385,100,502千円」を「385,099,612千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算補正及び第3表 債務負担行為補正の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰入金		千円	千円	千円
		8,683,390	△1,973,674 △1,972,784	6,709,716 6,710,606
	1 基金繰入金	8,677,590	△1,973,673 △1,972,783	6,703,917 6,704,807
歳入合計		389,802,309	△4,702,697 △4,701,807	385,099,612 385,100,502

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		31,780,381	181,907 182,797	31,962,288 31,963,178
	2 企画費	6,325,548	141,625 142,515	6,467,173 6,468,063
歳 出 合 計		389,802,309	△4,702,697 △4,701,807	385,099,612 385,100,502

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
海洋文化施設 設計・建設モニタリング等 支援業務経費	自 令和5年度 至 令和7年度	60,400千円 令和4年度に海洋文化施設設計・建設モニタリング等支援業務委託契約を締結し、その金額の一部を令和5年度以降3年間で支払う。

歳 入

△印は減

一般会計

款 項 目	補 正 前 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
21 繰入金	8,683,390	△1,973,674 △1,972,784	6,709,716 6,710,606			
1 基金繰入金	8,677,590	△1,973,673 △1,972,783	6,703,917 6,704,807			
1 財政調整基金繰入金	5,870,960	△890	5,870,070 5,870,960	1 財政調整基金繰入金	△890	財政調整基金繰入金 △890
歳 入 合 計	389,802,309	△4,702,697 △4,701,807	385,099,612 385,100,502			

歳 出

△印は減

一般会計

款 項 目	補正前額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
2 総務費	31,780,381	181,907 182,797	31,962,288 31,963,178	99,606	82,301 83,191			
2 企画費	6,325,548	141,625 142,515	6,467,173 6,468,063	94,606	47,019 47,909			
17 海洋文化施設建設費	13,836	0 890	13,836 14,726		0 890	12 委託料	0 890	1 海洋文化施設建設事業費 (1) 海洋文化施設建設事業費 0 890
歳 出 合 計	389,802,309	△4,702,697 △4,701,807	385,099,612 385,100,502	△6,196,723	1,494,026 1,494,916			

債務負担行為調書

(追加)

事 項	限 度 額	3年度末までの 支 出 額		4年度以降の 支出(予定)額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源					
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
	千円	年 度	千円	年 度	千円	千円	千円	千円	千円
海 洋 文 化 施 設 設 計 ・ 建 設 モ ニ タ リ ン グ 等 支 援 業 務 経 費	60,400			5 ~ 7	60,400				60,400

3 議案第 35 号に対する修正案

令和 5 年 3 月 17 日

静岡市議会議長 望月 俊明 様

静岡市議会議員	白鳥	実
静岡市議会議員	安竹	信男
静岡市議会議員	風間	重樹
静岡市議会議員	栗田	裕之
静岡市議会議員	石井	孝治
静岡市議会議員	宮澤	圭輔
静岡市議会議員	浜田	佑介
静岡市議会議員	長沼	滋雄

議案第 35 号 令和 5 年度静岡市一般会計予算に対する修正動議

このことについて、下記のとおり修正案を提出します。

記

議案第 35 号 令和 5 年度静岡市一般会計予算を次のように修正する。

第 1 条第 1 項中「351,700,000 千円」を「347,719,181 千円」に改める。

第 1 表 歳入歳出予算及び第 5 表 市債の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
17 国庫支出金		千円 64,897,217 65,833,567
	2 国庫補助金	12,152,402 13,088,752
22 繰越金		1,052,431 1,500,000
	1 繰越金	1,052,431 1,500,000
24 市債		34,500,000 37,096,900
	1 市債	34,500,000 37,096,900
歳入合計		347,719,181 351,700,000

歳出

款	項	金額
2 総務費		千円 30,582,510 34,563,329
	2 企画費	6,779,332 10,760,151
歳出合計		347,719,181 351,700,000

第5表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>海洋文化施設建設事業</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>2,596,900</p>	<p>1 借入先 政府、銀行その他</p> <p>2 借入方法 普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>3 借入時期 令和5年度 ただし、市財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。</p>	<p>7%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)</p>	<p>融通条件の定めのある資金については、その融通条件により、その他の資金については、相手方との協定によるものとする。</p> <p>ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は借換をすることができる。</p>

歳 入

△印は減

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較
	千円	千円	千円
17 国庫支出金	64,897,217 65,833,567	62,770,558	2,126,659 3,063,009
2 国庫補助金	12,152,402 13,088,752	13,146,309	△993,907 △57,557
1 総務費補助金	599,965 1,536,315	1,378,311	△778,346 158,004

17款 国庫支出金

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
	0	0
8 海洋文化施設 建設費補助金	936,350	都市構造再編集中支援事業費補助金 —1,872,700×1/2— 清水駅周辺地区
	936,350	936,350

歳 出

△印は減

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳	
				特定財源	一般財源
	千円	千円	千円	千円	千円
2 総務費	30,582,510 34,563,329	27,957,654	2,624,856 6,605,675	4,379,774 7,913,024	26,202,736 26,650,305
2 企画費	6,779,332 10,760,151	6,223,817	555,515 4,536,334	1,582,464 5,115,714	5,196,868 5,644,437
17 海洋文化施設建設費	0 3,980,819	13,836	△13,836 3,966,983	0 3,533,250	0 447,569
				国庫支出金 0 936,350	
				市債 0 2,596,900	
歳 出 合 計	347,719,181 351,700,000	337,800,000	9,919,181 13,900,000	130,771,295 134,304,545	216,947,886 217,395,455

2 款 総務費

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
8 旅費	0 181	1 海洋文化施設建設事業費
12 委託料	0 3,980,638	(1) 海洋文化施設建設事業費
		0 3,980,819

市債調書

(一般会計)

区 分	3年度末 現在高	4年度末 現在高	5年度中増減見込み		5年度末 現在高
			起債見込額	元金償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	249,427,017	258,452,589	23,298,700 25,895,600	19,400,900	262,350,389 264,947,289
(2)総務	12,071,975	10,930,157	812,100 3,400,000	842,300	10,899,957 13,496,857
合計	(441,649,921)	(465,843,321)	(34,500,000) (37,096,900)	(35,354,900)	(464,988,421) (467,585,321)
※1	482,979,921	511,543,321	34,500,000 37,096,900	30,264,900	515,778,421 518,375,321

※1 () は、満期一括償還積立金を元金償還見込額に含めた額

5 議員提出議案資料

●発議第1号 清水庵原球場のプロ野球本拠地化を推進する決議

令和4年11月に、一般社団法人日本野球機構が「ファームリーグ参加2球団を来春公募する」との方針を打ち出し、同年12月には、有志企業ハヤテグループが「静岡を本拠地にプロ野球参入を目指す」と意向を表明した。市長も「ハヤテグループのファームリーグ参加が実現できるよう、清水庵原球場の本拠地化を積極的に検討する」としている。

野球王国・サッカーのまちと称される本市では、市民がスポーツに日々親しみ、ホームタウンチームを地域一丸で応援・支援する文化が根づいている。その本市において、国民的文化財として多くの人々を魅了し、国内プロスポーツ屈指の集客・注目度を誇るプロ野球の新球団が、種々の地域課題・影響に十分な配慮・対策をした上で、清水庵原球場を本拠地に創設されれば、市民の生活文化の向上や地域経済の活性化、地元野球競技の振興等、様々な効果が創出されるものと期待する。

よって、静岡市議会は、昨今の日本野球機構及びハヤテグループの動向を千載一遇の機会と捉え、静岡市民が様々な効果を最大限に享受し、ひいては本市の持続的発展が図られるよう、清水庵原球場のプロ野球本拠地化を推進することを、ここに表明する。

以上、決議する。

静岡市議会

●発議第2号 静岡市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条・第18条）
- 第4章 開示、訂正および利用停止
 - 第1節 開示（第19条—第31条）
 - 第2節 訂正（第32条—第38条）
 - 第3節 利用停止（第39条—第44条）
 - 第4節 審査請求（第45条—第47条）
- 第5章 雑則（第48条—第53条）
- 第6章 罰則（第54条—第58条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、静岡市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（1）当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

（2）個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

（1）特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

（2）個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者

若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。
- 5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - （1）一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - （2）前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - （1）第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - （2）第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - （1）第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
 - （2）第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報のうち、特定個人情報であるものをいう。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第18条第1項第2号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

（不適正な利用の禁止）

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のた

めに必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第54条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- （1）本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- （2）当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

（利用及び提供の制限）

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当すると議長が認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2）議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （3）市の機関（議会を除く。）、法第2条第8項に規定する行政機関、他の地方公共団体の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- （4）前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の部局又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第30条の規定は適用しないものとし、その他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項において読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を、議長が定めるところにより作成し、公表しなければならない。

（1）個人情報ファイルの名称

- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号及び第18条第1項第4号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第19条第1項、第32条第1項又は第39条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第32条第1項ただし書又は第39条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

- ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

（保有個人情報取扱業務登録簿）

第18条 議長は、議会の個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

(1) 業務の名称

- (2) 保有個人情報の保有の根拠となる法令
 - (3) 保有個人情報の利用目的
 - (4) 保有個人情報に記録される項目及び本人として保有個人情報に記録される個人の範囲
 - (5) 保有個人情報に記録される項目に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 議長は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。
- 3 議長は、個人情報取扱業務を廃止し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、登録簿の当該個人情報取扱業務に係る登録を抹消し、又は変更しなければならない。
- 4 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第21条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識

別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 議会が、食糧費、交際費等の予算を用いて行う飲食を伴う懇談等に係る情報

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（4）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

（5）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第25条各項の決定（以下この章において「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げ

る事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しななければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1

項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求の手数料）

第31条 この条例の規定による保有個人情報の開示に係る手数料の額は、無料とする。

- 2 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用の範囲内で議長が定める額を負担しなければならない。
- 3 この条例の規定による保有個人情報が記録された公文書（電磁的記録に限る。）の開示を受ける者は、当該公文書の複写、複製等に要する費用の範囲内で議長が定める額を負担しなければならない。

第2節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

（1）開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

（2）開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

- 2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手続）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項

（3）訂正請求の趣旨及び理由

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしな

なければならない。

(訂正請求に対する措置)

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第36条 前条各項の決定(以下この章において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等しなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

（1）利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

（2）利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するのに足りる事項

（3）利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第43条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条の規定を適用する旨及びその理由

（2）利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第17号）第5条第2号に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 議長は、前項の規定により諮問した場合には、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第47条 第28条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第50条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第51条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例（平成19年静岡市条例第11号）第17条に規定する静岡市情報公開・個人情報保護審議会に諮問するものとする。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 第9条第1項の規定による措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第52条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第53条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第25条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

●発議第3号 静岡市議会委員会条例の一部改正について

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「市長公室」を削る。

第75条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「文書等の印刷物」を「文書等」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

●発議第4号 静岡市議会会議規則の一部改正について

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第92条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「文書等の印刷物」を「文書等」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

6 請願

(1) 2月10日議決（2件）

請願番号	請願名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
1	清水庵原球場のプロ野球本拠地化を推進する決議を求める請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○
2	清水庵原球場のプロ野球本拠地化を推進する決議を求める請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○

(2) 3月17日議決（1件）

請願番号	請願名	結果	自民党	創生静岡	公明党	志政会	共産党	緑の党	街づくり
3	静岡市海洋・地球総合ミュージアム計画に対する請願書	不採択	×	○	×	×	○	○	×

7 その他（手続）

(1) 2月10日 決定

件名	結果	内容
議員の派遣	決定	派遣目的 令和4年度静岡市議会議員研修会出席のため 派遣場所 静岡庁舎本館3階 第3委員会室 派遣日 令和5年2月17日（金） 対象 全議員